

令和7年鎌ケ谷市農業委員会第8回定例総会会議

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第8回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和7年8月6日（水） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

1. 古川 和昭 委員	2. 高橋 雅浩 委員	3. 川村 誠司 委員
4. 石井 晃 委員	5. 板橋 睦男 委員	6. 熊谷 弘和 委員
7. 石井 正美 委員	8. 奥山 喜和子委員	9. 時田 將 委員
10. 山田 芳裕委員	11. 皆川 利一委員	

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員	尾形 真宏 委員	飯田 展久 委員
鈴木 久夫 委員	渋谷 庄司 委員	

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局長	市村 昌子
主 査	浅海 一洋
主任主事	鈴木 庸平

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画について	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	7件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	5件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第8回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、
1番、古川和昭委員、

2 番、高橋雅浩委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。

議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は 3 班です。

古川和昭班長より総括報告をお願いいたします。

古川 班長 議長

時田 議長 古川和昭班長

古川 班長 3 班の現地調査の報告をいたします。

7 月 3 1 日午後 2 時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員 3 名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員 3 名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件、農地法第 5 条に規定による許可申請について 1 件、農用地利用集積等促進計画について 1 件の合計 3 件です。

3 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で 3 班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

本申請は、親子による経営移譲を目的として所有権移転を行うものです。

申請地は、畑 1 筆、面積 2, 1 5 2 平方メートルです。

営農計画は、梨の栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は約 1 ヘクタールとなり、年間の従事日数は 2 8 0 日で、専農従事者数は 4 名です。

また、所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

時田 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積2, 152平方メートルの梨畑です。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、継続的な営農をお願いしました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積174平方メートルの使用貸借による専用住宅用地です。

申請理由は、譲受人は現在実家にて同居しておりますが、子供が生まれ実家が手狭になったことから、新居を計画するもので、転用計画は妥当なものであると思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を転圧

のみとすることにより自然浸透とし、周囲をブロック２段積みで囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径５００メートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が４０パーセント以上あることから、第２種農地に該当します。代替性につきましては、実家の隣接地及び親の所有地であり、今後の親の介護等を考え選定していることから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金及び住宅ローンで賄い、自己資金は支払い済みの領収書、住宅ローンは事前相談結果のお知らせにより確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

板橋 委員

議長

時田 議長

５番、板橋睦男委員

板橋 委員

議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について、を報告いたします。

７月３１日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑１筆、面積１７４平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、台風等による周囲の冠水があることについて問題はないか確認したところ、隣接の実家も大丈夫なので問題はないとのことでした。次に、工事期間が４か月と短いことから、完了するものなのかを確認をしました。最後に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出すること、また、転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第２号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

時田 議長 全員賛成により、議案第２号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第３号農用地利用集積等促進計画について、を議題といたします。

時田 議長 会議規則 第１０条の規定に基づき、７番、石井正美委員の退席を求めます。

（石井委員退席）

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の５ページをご覧ください。

議案第３号農用地利用集積等促進計画について、をご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、鎌ケ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められたものです。

計画は、畑１筆、面積７２３平方メートルの農地で、新規の賃借権で、新たに５年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

尾形 委員 議長

時田 議長 尾形真宏推進委員

尾形 委員 議案第３号農用地利用集積等促進計画について、を報告いたします。

現地は、畑１筆、面積７２３平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり新規の農用地利用集積等促進計画で、新たに賃借権の設定を５年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第 3 号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第 3 号は可決されました。

時田 議長 7 番、石井正美委員の除斥を解きます。

(石井委員着席)

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第 1 号及び報告第 2 号を事務局から報告願います。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 それでは、議案書の 6 ページから 9 ページまでをご覧ください。

報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について 7 件、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について 5 件の合計 12 件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 10 ページをご覧ください。

報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 1 件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

以上です。

時田 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長 以上で、令和 7 年鎌ヶ谷市農業委員会第 8 回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦労様でした。

閉会 午後 4 時 15 分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 7 年 9 月 8 日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭

鎌ヶ谷市農業委員会委員 高橋 雅浩